

建設業法第15条第2号イの国土交通大臣が定める試験及び免許を定める件

S63.6.6 建設省告示第1317号
 (最終改正 H14.3.29 国土交通省告示第268号)

建設業法(昭和24年法律第100号)第15条第2号イの国土交通大臣が定める試験及び免許を次のとおり定め、昭和63年6月6日から適用する。

なお、昭和47年建設省告示第353号は、廃止する。

許可を受けようとする建設業が次の表の上欄に掲げる建設業である場合において、それぞれ同表の下欄に掲げる試験又は免許

土木工事業	一 建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の建設機械施工又は1級の土木施工管理とするもの 二 技術士法(昭和58年法律第25号)による第2次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、林業部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。))又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「林業土木」又は「水産土木」とするものに限る。)とするもの
建築工事業 大工工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 内装工事業	一 建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするもの 二 建築士法(昭和25年法律第202号)による1級建築士の免許
左官工事業 鉄筋工事業 板金工事業 ガラス工事業 防水工事業 熱絶縁工事業 建具工事業	建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするもの
とび・土工工事業	一 建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の建設機械施工、1級の土木施工管理又は1級の建築施工管理とするもの 二 技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、林業部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。))又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「林業土木」又は「水産土木」とするものに限る。)とするもの
石工事業 塗装工事業	建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理又は1級の建築施工管理とするもの
電気工事業	一 建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の電気工事施工管理とするもの 二 技術士法による第2次試験のうち技術部門を電気・電子部門、建設部門又は総合技術監理部門(選択科目を電気・電子部門又は建設部門に係るものとするものに限る。)とするもの

管工事業	<ul style="list-style-type: none"> 一 建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の管工事施工管理とするもの 二 技術士法による第2次試験のうち技術部門を機械部門(選択科目を「流体機械」、暖冷房及び冷凍機械」とするものに限る。)水道部門又は衛生工学部門又は総合技術監理部門(選択科目を「流体機械」、暖冷房及び冷凍機械」又は水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限る。)とするもの
鋼構造物工事業	<ul style="list-style-type: none"> 一 建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理又は1級の建築施工管理とするもの 二 建築士法による1級建築士の免許 三 技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。)とするもの
舗装工事業	<ul style="list-style-type: none"> 一 建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の建設機械施工又は1級の土木施工管理とするもの 二 技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門(選択科目を「建設部門」に係るものとするものに限る。)とするもの
しゅんせつ工事業	<ul style="list-style-type: none"> 一 建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理とするもの 二 技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの又は「水産土木」とするものに限る。)とするもの
機械器具設置工事業	<p>技術士法による第2次試験のうち技術部門を機械部門又は総合技術監理部門(選択科目を機械部門に係るものとするものに限る。)とするもの</p>
電気通信工事業	<p>技術士法による第2次試験のうち技術部門を電気・電子部門又は総合技術監理部門(選択科目を電子・電気部門に係るものとするものに限る。)とするもの</p>
造園工事業	<ul style="list-style-type: none"> 一 建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の造園施工管理とするもの 二 技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門、林業部門(選択科目を「林業」又は「森林土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「林業」又は「森林土木」とするものに限る。)とするもの
さく井工事業	<p>技術士法による第2次試験のうち技術部門を水道部門(選択科目を「上水道及び工業用水道」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を「上水道及び工業用水道」とするものに限る。)とするもの</p>

水道施設工事業	<ul style="list-style-type: none"> 一 建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理とするもの 二 技術士法による第2次試験のうち技術部門を水道部門、衛生工学部門(選択科目を「水質管理」又は「廃棄物処理(選択科目を技術士法施行規則の一部を改正する総理府令(昭和57年総理府令第37号)による改正前の技術士法施行規則による「汚物処理」とするものを含む。)」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を水道部門に係るもの、「水質管理」又は「廃棄物処理」とするものに限る。)とするもの
清掃施設工事業	<p>技術士法による第2次試験のうち技術部門を衛生工学部門(選択科目を「廃棄物処理(選択科目を技術士法施行規則の一部を改正する総理府令(昭和57年総理府令第37号)による改正前の技術士法施行規則による「汚物処理」とするものを含む。)」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を「廃棄物処理」とするものに限る。)とするもの</p>

附 則 〔昭和63年11月30日建設省告示第2275号〕
この告示は、公布の日から施行する。

附 則 〔平成10年6月18日建設省告示第1360号〕
この告示は、平成10年7月1日から施行する。

附 則 〔平成12年12月12日建設省告示第2345号〕
この告示は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日(平成13年1月6日)から施行する。